

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令

平成23年 4月27日 政令 第112号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令
平成24年 1月10日 政令 第1号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において、「東日本大震災」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。

2 次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者、確定申告書、修正申告書、更正請求書、棚卸資産、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、譲渡所得の金額 **又は減価償却資産** それぞれ法第二条第二項各号に規定する居住者、確定申告書、修正申告書、更正請求書、棚卸資産、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、譲渡所得の金額 **又は減価償却資産**をいう。

二 山林所得の金額 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。

三 給与等 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号。以下「災害減免令」という。）第三条の二第一項に規定する給与等をいう。

四 公的年金等 災害減免令第三条の二第一項に規定する公的年金等をいう。

五 報酬等 災害減免令第八条第三項に規定する報酬等をいう。

3 第三章において「事業年度」、「中間申告書」、「棚卸資産」、「確定申告書」、「還付加算金」、「更正」、「充当」、「減価償却資産」、「連結事業年度」、「連結親法人」、「連結確定申告書」、「連結完全支配関係」**◆追加◆**、「連結所得」、「適格合併」、「適格分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「被合併法人」、「分割法人」、「現物出資法人」、「合併法人」、「分割承継法人」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「連結中間申告書」又は「連結子法人」とは、それぞれ法第二条第三項第三号から **第十四号まで、第十六号から**第二十三号まで、第二

第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において、「東日本大震災」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。

2 次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者、確定申告書、修正申告書、更正請求書、棚卸資産、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、譲渡所得の金額、**減価償却資産又は総所得金額** それぞれ法第二条第二項各号に規定する居住者、確定申告書、修正申告書、更正請求書、棚卸資産、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、譲渡所得の金額、**減価償却資産又は総所得金額**をいう。

二 利子所得の金額、配当所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額 それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額をいう。

三 給与等 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号。以下「災害減免令」という。）第三条の二第一項に規定する給与等をいう。

四 公的年金等 災害減免令第三条の二第一項に規定する公的年金等をいう。

五 報酬等 災害減免令第八条第三項に規定する報酬等をいう。

3 第三章において「事業年度」、「中間申告書」、「棚卸資産」、「確定申告書」、「還付加算金」、「更正」、「充当」、「減価償却資産」、「連結事業年度」、「連結親法人」、「連結確定申告書」、「連結完全支配関係」、**「連結法人」**、「連結所得」、「適格合併」、「適格分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「被合併法人」、「分割法人」、「現物出資法人」、「合併法人」、「分割承継法

十七号、第二十八号、第三十一号、第三十二号、第三十五号又は第三十六号に規定する事業年度、中間申告書、棚卸資産、確定申告書、還付加算金、更正、充当、減価償却資産、連結事業年度、連結親法人、連結確定申告書、連結完全支配関係 ◆追加◆、連結所得、適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、被合併法人、分割法人、現物出資法人、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人、連結中間申告書又は連結子法人をいう。

4 第六章において「酒類」とは、法第二条第四項第三号に規定する酒類をいう。

人」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「連結中間申告書」又は「連結子法人」とは、それぞれ法第二条第三項第三号から ◆削除◆第二十三号まで、第二十七号、第二十八号、第三十一号、第三十二号、第三十五号又は第三十六号に規定する事業年度、中間申告書、棚卸資産、確定申告書、還付加算金、更正、充当、減価償却資産、連結事業年度、連結親法人、連結確定申告書、連結完全支配関係、連結法人、連結所得、適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、被合併法人、分割法人、現物出資法人、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人、連結中間申告書又は連結子法人をいう。

4 第六章において「酒類」とは、法第二条第四項第三号に規定する酒類をいう。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十二条の二 法第十条の二第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物及びその附属設備の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

2 法第十条の二第一項の表の第一号の第五欄に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

- 一 延べ面積が千五百平方メートル以上であること。
- 二 地上階数が三以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。
- 三 建築物整備事業（法第十条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる建築物整備事業をいう。第七項において同じ。）を施行する土地の区域（以下この号及び次号において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうち占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。
- 四 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

3 法第十条の二第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除

の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の二第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

4 法第十条の二第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その事業（法第十条の二第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した減価償却資産（同条第一項に規定する減価償却資産をいう。以下この項において同じ。）が不動産所得の基因となる資産である場合（第三号に掲げる場合を除く。）税額控除に関する規定（同条第三項及び第四項、法第八条第二項並びに第十条の三第一項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項及び第四項、第十条の五第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下この項において同じ。）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

二 その事業の用に供した減価償却資産が事業所得の基因となる資産である場合（次号に掲げる場合を除く。）税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

三 その事業の用に供した減価償却資産が不動産所得及び事業所得の基因となる資産である場合 税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額

- 5 法第十条の二第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の二第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。
- 6 法第十条の二第八項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。
- 7 個人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第十条の二第一項又は第三項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（建築物整備事業に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 8 法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九までの規定の適用については、同令第五条の三第二項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の七第三項、第五条の八第五項及び第五条の九第一項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第三項及び第四項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

- （復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）
- 第十二条の三 法第十条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者
 - 二 平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していた者
- 2 法第十条の三第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控

除し、次に法第十条の三第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

3 法第十条の三第一項ただし書に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項、法第八条第二項並びに第十条の二第三項及び第四項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項及び第四項、第十条の五第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

4 法第十条の三第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九までの規定の適用については、同令第五条の三第二項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の七第三項、第五条の八第五項及び第五条の九第一項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)
第十二条の四 法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第五条の九の規定の適用については、同条第一項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第八条第二項、第十条の二第三項及び第四項並びに第十条の三第一項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」と、同条第二項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定及び震災特例法第十条の三第一項の規定を含む。）」と、「（同項）」とあるのは「（震災特

例法第十条の四第一項の規定により読み替えられた法第十条の六第一項」と、同条第三項中「規定にかかわらず」とあるのは「規定（震災特例法第十条の二第十三項及び第十条の三第四項の規定を含む。）にかかわらず」と、「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第三項及び第四項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）の規定並びに同法第十条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定を含む。）」とする。

- 本則-

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）
第十二条の五 法第十条の五第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。
2 法第十条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものとする。
3 試験研究費の額（租税特別措置法第十条第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第十条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として必要経費に算入された金額がある場合における同条第六項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第十条第三項及び第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産に係る償却費として必要経費に算入された金額から法第十条の五第一項に規定する普通償却額を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。

- 本則-

施行日：平成24年 1月10日

（被災代替資産等の特別償却）
第十三条 法第十一条第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物（その附属設備を含む。次項第一号において同じ。）又は構築物の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

（被災代替資産等の特別償却）
第十三条 法第十一条第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物（その附属設備を含む。次項第一号において同じ。）又は構築物の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

- 2 法第十一条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
- 一 建物 当該個人が有する建物で東日本大震災に起因して当該個人の事業（法第十一条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
- 二 構築物 当該個人が有する構築物で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）
- 三 機械及び装置 当該個人が有する機械及び装置で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）
- 四 船舶 当該個人が有する船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶のうち同法第五条第一項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条に規定する小型船舶のうち同法第三条に規定する原簿に登録されているもの、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第百九十四号）別表に掲げる船舶（以下この号において「船舶」という。）で、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）
- 五 航空機 当該個人が有する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機のうち同法第三条に規定する航空機登録原簿に登録されているもの（以下この号において「航空機」という。）で東日本大

- 2 法第十一条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
- 一 建物 当該個人が有する建物で東日本大震災に起因して当該個人の事業（法第十一条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
- 二 構築物 当該個人が有する構築物で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）
- 三 機械及び装置 当該個人が有する機械及び装置で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）
- 四 船舶 当該個人が有する船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶のうち同法第五条第一項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条に規定する小型船舶のうち同法第三条に規定する原簿に登録されているもの、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第百九十四号）別表に掲げる船舶（以下この号において「船舶」という。）で、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）
- 五 航空機 当該個人が有する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機のうち同法第三条に規定する航空機登録原簿に登録されているもの（以下この号において「航空機」という。）で東日本大

震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災航空機」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される航空機（当該被災航空機に比して著しく高額なものその他当該被災航空機に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

六 車両及び運搬具 当該個人が有する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車のうち同条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同条に規定する二輪の小型自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに登録されているもの、同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもの、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車のうち同法第九十七条の三第一項の規定により車両番号の指定を受けているもの又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第三号に規定する小型特殊自動車若しくは同条第一号に規定する原動機付自転車のうち同法第四百四十二条の二第一項の規定の適用を受けるもの（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具（当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

3 法第十一条第一項に規定する政令で定めるリース取引は、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災航空機」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される航空機（当該被災航空機に比して著しく高額なものその他当該被災航空機に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

六 車両及び運搬具 当該個人が有する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車のうち同条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同条に規定する二輪の小型自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに登録されているもの、同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもの、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車のうち同法第九十七条の三第一項の規定により車両番号の指定を受けているもの又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第三号に規定する小型特殊自動車若しくは同条第一号に規定する原動機付自転車のうち同法第四百四十二条の二第一項の規定の適用を受けるもの（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具（当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

◆削除◆

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）
第十七条の二 法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
一 延べ面積が千五百平方メートル以上であること。
二 地上階数が三以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。
三 建築物整備事業（法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる建築物整備事業をいう。第三項において同じ。）を施行する土地の区域（以下この号及び次号において「建

建築物整備事業区域」という。)内において整備される公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちを占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

四 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

2 法第十七条の二第六項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第四十八条の二第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

3 法人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第十七条の二第一項又は第二項(これらの規定のうち同条第一項の表の第一号(建築物整備事業に係る部分に限る。))又は第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。)に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 法第十七条の二第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第一百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除)の規定」とあるのは「特別控除)若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項」とあるのは「同法第十七条の四第一項(法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第十七条の三 法第十七条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域(次号において「特定被災区域」という。)内に所在する事業所に雇用されていた者

二 平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していた者

2 法第十七条の三第一項の規定の適用がある場合

における法人税法施行令第百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除)の規定」とあるのは「特別控除)若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項」とあるのは「同法第十七条の四第一項(法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(法人税の額から控除される特別控除額の特例) 第十七条の四 法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第十七条の二第二項又は第三項の規定及び震災特例法第十七条の三第一項の規定を含む。)」と、「(同項」とあるのは「(震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた法第四十二条の十三第一項」と、同条第二項中「規定にかかわらず」とあるのは「規定(震災特例法第十七条の二第十二項及び第十七条の三第四項の規定を含む。)にかかわらず」と、「)に掲げる規定」とあるのは「)に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十七条の二第二項若しくは第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定又は震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定を含む。)」と、「(同項」とあるのは「(震災特例法第十七条の四第一項(法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項」と、「掲げる規定を適用した場合の)」とあるのは「掲げる規定(震災特例法第十七条の二第二項及び第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定並びに震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定を含む。以下この条において同じ。)を適用した場合の)」と、「同項の」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十三第一項の」と、「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定

(震災特例法第十七条の二第二項及び第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定並びに震災特例法第十七条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定を含む。)」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第十七条の五 法第十七条の五第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。

2 法第十七条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものとする。

3 試験研究費の額(租税特別措置法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。)のうち法第十七条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産(以下この項において「開発研究用資産」という。)に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十二条の四第三項及び第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から特別償却実施額(当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額)を控除した残額をいう。)を控除した金額とする。

一 当該開発研究用資産につき法第十七条の五第一項の規定の適用を受ける場合 同項に規定する普通償却限度額

二 当該開発研究用資産につき法第十七条の五の規定に係る法第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合 同条第一項又は第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額

4 法第十七条の五第四項の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の四第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第六十八

条の九第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第三項」と、同項第二号中「法第四十二条の四第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第三項」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十八条の九第三項」とあるのは「第六十八条の九第七項」と、同項第二号中「第四十二条の四第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項」と読み替えるものとする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(被災代替資産等の特別償却)
第十八条 法第十八条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）当該法人が有する建物で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
- 二 構築物 当該法人が有する構築物で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）
- 三 機械及び装置 当該法人が有する機械及び装置で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）
- 四 船舶 当該法人が有する船舶法第一条に規定する日本船舶のうち同法第五条第一項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第二条に規定する小型船舶のうち同法第三条に規定する原簿に登録

(被災代替資産等の特別償却)
第十八条 法第十八条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）当該法人が有する建物で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
- 二 構築物 当該法人が有する構築物で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）
- 三 機械及び装置 当該法人が有する機械及び装置で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）
- 四 船舶 当該法人が有する船舶法第一条に規定する日本船舶のうち同法第五条第一項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第二条に規定する小型船舶のうち同法第三条に規定する原簿に登録

されているもの、漁船法第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令別表に掲げる船舶（以下この号において「船舶」という。）で、東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

五 航空機 当該法人が有する航空法第二条第一項に規定する航空機のうち同法第三条に規定する航空機登録原簿に登録されているもの（以下この号において「航空機」という。）で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災航空機」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される航空機（当該被災航空機に比して著しく高額なものその他当該被災航空機に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

六 車両及び運搬具 当該法人が有する道路運送車両法第四条に規定する自動車のうち同条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同条に規定する二輪の小型自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されているもの、同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルに記録されているもの、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車のうち同法第九十七条の三第一項の規定により車両番号の指定を受けているもの、地方税法第四百四十二条第三号に規定する小型特殊自動車若しくは同条第一号に規定する原動機付自転車のうち同法第四百四十二条の二第一項の規定の適用を受けるもの又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する車両のうち同項に規定する確認（同条第二項に規定する確認を含む。）を受けたもの（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で、東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具（当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

2 法第十八条第一項に規定する政令で定めるリース取引は、法人税法施行令第四十八条の二第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

されているもの、漁船法第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令別表に掲げる船舶（以下この号において「船舶」という。）で、東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災船舶」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

五 航空機 当該法人が有する航空法第二条第一項に規定する航空機のうち同法第三条に規定する航空機登録原簿に登録されているもの（以下この号において「航空機」という。）で東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災航空機」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される航空機（当該被災航空機に比して著しく高額なものその他当該被災航空機に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

六 車両及び運搬具 当該法人が有する道路運送車両法第四条に規定する自動車のうち同条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同条に規定する二輪の小型自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されているもの、同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルに記録されているもの、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車のうち同法第九十七条の三第一項の規定により車両番号の指定を受けているもの、地方税法第四百四十二条第三号に規定する小型特殊自動車若しくは同条第一号に規定する原動機付自転車のうち同法第四百四十二条の二第一項の規定の適用を受けるもの又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する車両のうち同項に規定する確認（同条第二項に規定する確認を含む。）を受けたもの（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で、東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具（当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

◆削除◆

◆追加◆

- (再投資等準備金)
- 第十八条の三 法第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合の同項の適用年度の所得の金額とする。この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡)の規定」とあるのは「譲渡)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡)」とあるのは「譲渡)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項(再投資等準備金)」と、「)の規定」とあるのは「並びに同法第十八条の三第一項)の規定」とする。
- 2 法第十八条の三第一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、同号に規定する事業年度において取得又は製作若しくは建設をする同号の産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円(同項の規定の適用を受ける法人が租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等(法第十八条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合にあっては、第二十三条の三第二項に規定する中小連結法人。次項において「中小企業者等」という。)である場合にあっては、三千万円)以上のものとする。
- 3 前項の場合において、同項に規定する法人が中小企業者等に該当するかどうかの判定は、法第十八条の三第一項第三号に規定する事業年度終了の時の現況による。
- 4 法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------------|-------|--|
| 法人税法施行令第七十三条第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定 |
| 法人税法施行令第七十七条の二第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び震災特例法第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定 |
| 法人税法施行 |) |)並びに震災特例法第十八 |

| | | |
|--|---|---|
| 令第四百二十二 条の二第四項 | の 規 定 | 条の三第一項（再投資等準備金）の規定 |
| 租税特別措置 法施行令第三 十五条第二項 | の 規 定 | 並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置 法施行令第三 十六条の二第 四項 | の 規 定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置 法施行令第三 十七条第二項 | の 規 定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置 法施行令第三 十七条の二第 二項 | の 規 定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置 法施行令第三 十七条の三第 三項 | の 規 定 | 及び震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置 法施行令第三 十九条の三十 一第四項及び 第三十九条の 三十二第一項 | 第 百 二 十 二 条 第 十 一 項 の | 第一百二十二条第十一項並びに震災特例法第十八条の三第一項の |
| 租税特別措置 法施行令第三 十九条の三十 二の二第一項 及び第三十九 条の三十二の 三第二項 | の 規 定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |

〔編注〕本条は、平二四・一・一〇政一で追加されたが、第一八条の三第4項表租税特別措置法施行令第三十七条第二項の項に係る部分については特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第号）の施行の日から施行。

- 本則 -

施行日：未定

(再投資等準備金)

(再投資等準備金)

第十八条の三 法第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合の同項の適用年度の所得の金額とする。この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡)の規定」とあるのは「譲渡)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡)」とあるのは「譲渡)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項(再投資等準備金)」と、「)の規定」とあるのは「並びに同法第十八条の三第一項)の規定」とする。

2 法第十八条の三第一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、同号に規定する事業年度において取得又は製作若しくは建設をする同号の産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円(同項の規定の適用を受ける法人が租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等(法第十八条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合にあっては、第二十三条の三第二項に規定する中小連結法人。次項において「中小企業者等」という。)である場合にあっては、三千万円)以上のものとする。

3 前項の場合において、同項に規定する法人が中小企業者等に該当するかどうかの判定は、法第十八条の三第一項第三号に規定する事業年度終了の時の現況による。

4 法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------------|-------|--|
| 法人税法施行令第七十三条第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定 |
| 法人税法施行令第七十七条の二第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び震災特例法第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定 |
| 法人税法施行令第一百四十二条の二第四項 |)の規定 |)並びに震災特例法第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定 |
| 租税特別措置 | の | 並びに東日本大震災の被災 |

第十八条の三 法第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合の同項の適用年度の所得の金額とする。この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡)の規定」とあるのは「譲渡)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡)」とあるのは「譲渡)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項(再投資等準備金)」と、「)の規定」とあるのは「並びに同法第十八条の三第一項)の規定」とする。

2 法第十八条の三第一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、同号に規定する事業年度において取得又は製作若しくは建設をする同号の産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円(同項の規定の適用を受ける法人が租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等(法第十八条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合にあっては、第二十三条の三第二項に規定する中小連結法人。次項において「中小企業者等」という。)である場合にあっては、三千万円)以上のものとする。

3 前項の場合において、同項に規定する法人が中小企業者等に該当するかどうかの判定は、法第十八条の三第一項第三号に規定する事業年度終了の時の現況による。

4 法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------------|-------|--|
| 法人税法施行令第七十三条第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定 |
| 法人税法施行令第七十七条の二第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び震災特例法第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定 |
| 法人税法施行令第一百四十二条の二第四項 |)の規定 |)並びに震災特例法第十八条の三第一項(再投資等準備金)の規定 |
| 租税特別措置 | の | 並びに東日本大震災の被災 |

| | | |
|--|-------------|---|
| 法施行令第三十五条第二項 | 規定 | 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十六条の二第四項 | の規定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十七条第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十七条の二第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十七条の三第三項 | の規定 | 及び震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項 | 第一百十二条第十一項の | 第一百十二条第十一項並びに震災特例法第十八条の三第一項の |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の三十二の二第一項及び第三十九条の三十二の三第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |

〔編注〕本条は、平二四・一・一〇政一で追加されたが、第一八条の三第4項表租税特別措置法施行令第三十七条第二項の項に係る部分については特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第号）の施行の日から施行。

| | | |
|--|-------------|---|
| 法施行令第三十五条第二項 | 規定 | 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十六条の二第四項 | の規定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十七条第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十七条の二第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十七条の三第三項 | の規定 | 及び震災特例法第十八条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項 | 第一百十二条第十一項の | 第一百十二条第十一項並びに震災特例法第十八条の三第一項の |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の三十二の二第一項及び第三十九条の三十二の三第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定 |

◆削除◆

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）
第十八条の三 法第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）
第十八条の四 法第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行

令第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第七号において「震災特例法」という。）第十八条の二第一項の規定」と、同項第七号中「の規定」とあるのは「又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定」とする。

令第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第七号において「震災特例法」という。）第十八条の二第一項の規定」と、同項第七号中「の規定」とあるのは「又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(準備金方式による特別償却)
第十八条の四 法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十一条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 **第十八条の三**の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第七号」とあるのは「同令 **第十八条の三**の規定により読み替えられた前条第三項第七号」とする。

(準備金方式による特別償却)
第十八条の五 法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十一条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 **第十八条の四**の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第七号」とあるのは「同令 **第十八条の四**の規定により読み替えられた前条第三項第七号」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)
第十八条の五 法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項の」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)
第十八条の六 法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項の」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)
第十八条の六 法第十八条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十五条の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は第三号の五の規定」とあるのは、「若しくは第三号の五の規定又は東日本大震災の被災者等に係る

(被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)
第十八条の七 法第十八条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十五条の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は第三号の五の規定」とあるのは、「若しくは第三号の五の規定又は東日本大震災の被災者等に係る

国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の八第一項第一号の規定」とする。

- 2 法第十八条の八第一項各号に規定する買取りによる同項に規定する土地等の譲渡がある場合における租税特別措置法第六十五条の五の二、第六十五条の七（法第十九条第十四項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の二の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の五の二第七項第二号イ、第六十五条の七第十五項第一号イ又は第六十六条の二第十四項第二号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。
- 3 法第十八条の八第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十五条の四及び第六十五条の五の規定の適用については、同項に規定する買い取られる場合は、同法第六十五条の四第一項各号に掲げる場合及び同法第六十五条の五第一項各号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の八第一項第一号の規定」とする。

- 2 法第十八条の八第一項各号に規定する買取りによる同項に規定する土地等の譲渡がある場合における租税特別措置法第六十五条の五の二、第六十五条の七（法第十九条第十四項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の二の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の五の二第七項第二号イ、第六十五条の七第十五項第一号イ又は第六十六条の二第十四項第二号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。
- 3 法第十八条の八第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十五条の四及び第六十五条の五の規定の適用については、同項に規定する買い取られる場合は、同法第六十五条の四第一項各号に掲げる場合及び同法第六十五条の五第一項各号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

- (連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)
- 第二十二條の二 法第二十五條の二第一項の表の第一号の第五欄に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
- 一 延べ面積が千五百平方メートル以上であること。
 - 二 地上階数が三以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。
 - 三 建築物整備事業（法第二十五條の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる建築物整備事業をいう。第五項において同じ。）を施行する土地の区域（以下この号及び次号において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうち占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。
 - 四 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。
- 2 法第二十五條の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。
- 一 当該供用年度（法第二十五條の二第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第四

項第一号において同じ。)の連結所得に対する調整前連結税額(同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。)の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 法第二十五条の二第一項の表の各号の第一欄に掲げる連結法人に該当する連結親法人又はその連結子法人(以下この条においてそれぞれ「指定連結親法人」又は「指定連結子法人」という。)で当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(以下この条において「対象資産」という。)を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項において同じ。)

ロ 対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設した指定連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設した各指定連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

3 法第二十五条の二第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその事業の用に供した対象資産につき法第二十五条の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額(法第二十五条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ 繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその事業の用に供した対象資産につき法第二十五条の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子

法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)

- 4 法第二十五条の二第十三項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該連結法人が当該各号に掲げる連結法人のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。
- 一 指定連結親法人又はその指定連結子法人で当該供用年度において対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの 当該対象資産につき法第二十五条の二第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額
 - 二 連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの 当該繰越税額控除限度超過額のうち法第二十五条の二第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額
- 5 指定連結親法人又はその指定連結子法人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第二十五条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（建築物整備事業に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 6 法第二十五条の二第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「特別控除）の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項若しくは第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の三第一項後段」とあるのは「同法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）
第二十二条の三 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二 平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していた者

2 法第二十五条の三第四項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第二十五条の三第一項の規定により適用年度（同項に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除された金額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第二十五条の三第一項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項の給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

二 当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る前号に掲げる金額の合計額

3 法第二十五条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「特別控除）の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の三第一項後段」とあるのは「同法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十二條の四 法第二十五条の四第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の四十五の三の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定及び震災特例法第二十五条の三第一項の規定を含む。）」と、「（同項」とあるのは「（震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み

替えられた法第六十八条の十五の三第一項」と、同条第二項中「規定にかかわらず」とあるのは「規定（震災特例法第二十五条の二第十三項及び第二十五条の三第四項の規定を含む。）にかかわらず」と、「」に掲げる規定」とあるのは「」に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項若しくは第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と、「（同項」とあるのは「（震災特例法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項」と、「掲げる規定を適用した場合の）」とあるのは「掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。以下この条において同じ。）を適用した場合の）」と、「同項の」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項の」と、「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と、同条第三項中「同項各号に掲げる規定」とあるのは「同項各号に掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定及び震災特例法第二十五条の三第一項の規定を含む。）」と、「同項後段」とあるのは「法第六十八条の十五の三第一項後段」と、「又は第六十八条の十五の二第六項」とあるのは「若しくは第六十八条の十五の二第六項又は震災特例法第二十五条の二第十三項若しくは第二十五条の三第四項」と、同項第六号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定又は震災特例法第二十五条の二第二項若しくは第三項の規定」と、「定める金額は、当該」とあるのは「定める金額又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「震災特例法施行令」という。）第二十二条の二第四項各号に定める金額は、それぞれこれらの」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらの規定」と、「次に掲げる」とあるのは「それ

それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる」と、同号口(1)中「第三十九条の四十五第四項第一号」とあるのは「第三十九条の四十五第四項第一号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第一号」と、「第六十八條の十五第二項」とあるのは「第六十八條の十五第二項又は震災特例法第二十五條の二第二項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同号口(2)中「第三十九条の四十五第四項第二号」とあるのは「第三十九条の四十五第四項第二号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第二号」と、「第六十八條の十五第三項」とあるのは「第六十八條の十五第三項又は震災特例法第二十五條の二第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第七号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定又は震災特例法第二十五條の三第一項の規定」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「前条第十四項」とあるのは「前条第十四項又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項」と、同号口中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「前条第十四項」とあるのは「前条第十四項又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等)

第二十二條の五 試験研究費の額（租税特別措置法第六十八條の九第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第二十五條の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の九第三項及び第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産の償却費として損金の額に算入された金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。

一 当該開発研究用資産につき法第二十五條の五第一項の規定の適用を受ける場合 同項に規定する普通償却限度額

二 当該開発研究用資産につき法第二十五條の五の規定に係る法第二十六條の五第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第六十八條の四十第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合 同条第一項又は第四項に規定

する普通償却限度額として政令で定める金額
2 法第二十五条の五第四項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の九第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第四十二条の四第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号及び第四項において「震災特例法」という。）第十七条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第三項」と、同項第二号中「同条第一項」とあるのは「震災特例法第二十五条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第三項」と、同条第四項第一号中「法第四十二条の四第一項」とあるのは「震災特例法第十七条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第七項」と、同項第二号中「同条第一項」とあるのは「震災特例法第二十五条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第七項」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(連結法人の被災代替資産等の特別償却)
第二十三条 法第二十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
一 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）当該連結親法人又はその連結子法人が有する建物で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
二 構築物 当該連結親法人又はその連結子法人が有する構築物で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）
三 機械及び装置 当該連結親法人又はその連結子法人が有する機械及び装置で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して

(連結法人の被災代替資産等の特別償却)
第二十三条 法第二十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
一 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）当該連結親法人又はその連結子法人が有する建物で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
二 構築物 当該連結親法人又はその連結子法人が有する構築物で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）
三 機械及び装置 当該連結親法人又はその連結子法人が有する機械及び装置で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して

著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

四 船舶 当該連結親法人又はその連結子法人が有する **第十八条第一項第四号**に規定する船舶

(以下この号において「船舶」という。)で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この号において「被災船舶」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶(当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

五 航空機 当該連結親法人又はその連結子法人が有する **第十八条第一項第五号**に規定する航空機

(以下この号において「航空機」という。)で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この号において「被災航空機」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される航空機(当該被災航空機に比して著しく高額なものその他当該被災航空機に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

六 車両及び運搬具 当該連結親法人又はその連結子法人が有する **第十八条第一項第六号**に規定する車両及び運搬具

(以下この号において「車両及び運搬具」という。)で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この号において「被災車両運搬具」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具(当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

四 船舶 当該連結親法人又はその連結子法人が有する **第十八条第四号**に規定する船舶

(以下この号において「船舶」という。)で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この号において「被災船舶」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶(当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

五 航空機 当該連結親法人又はその連結子法人が有する **第十八条第五号**に規定する航空機

(以下この号において「航空機」という。)で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この号において「被災航空機」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される航空機(当該被災航空機に比して著しく高額なものその他当該被災航空機に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

六 車両及び運搬具 当該連結親法人又はその連結子法人が有する **第十八条第六号**に規定する車両及び運搬具

(以下この号において「車両及び運搬具」という。)で東日本大震災に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この号において「被災車両運搬具」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具(当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。)

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(連結法人の再投資等準備金)

第二十三条の三 法第二十六条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額から法第二十六条の三第一項の規定を適用しないで計算した場合の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額を控除した金額とする。この場合において、同法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額(同法第五十九条第二項に係る部分に限る。)を計算する場合の法人税法施行令第百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第

一項第一号イ中「」の規定」とあるのは「」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定」と、同号口中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項」と、同令第一百五十五条の二第一項第二号中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）」と、「」の規定」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項）の規定」とする。

- 2 法第二十六条の三第一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、同号に規定する連結事業年度において取得又は製作若しくは建設をする同号の産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円（同項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含み、法第二十六条の三第一項の指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合にあつては、租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等とする。次項において「中小連結法人等」という。）に該当する場合にあつては、三千万円）以上のものとする。
- 3 前項の場合において、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人が中小連結法人等に該当するかどうかの判定は、法第二十六条の三第一項第三号に規定する連結事業年度終了の時の現況による。
- 4 法第二十六条の三第一項、第三項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第二十六条の三第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第二十六条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。
- 5 法第二十六条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------------------|--------|--|
| 法人税法施行令第一百五十五条の十三第二項 | 掲げる規定を | 掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災 |
|----------------------|--------|--|

| | | |
|--|------------------------------------|--|
| | | 特例法」という。) 第二十六条の三第一項(連結法人の再投資等準備金)の規定を |
| 法人税法施行令第一百五十五条の十三の二第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び震災特例法第二十六条の三第一項(連結法人の再投資等準備金)の規定 |
| 法人税法施行令第一百五十五条の二十七第四項 |)の規定 |)並びに震災特例法第二十六条の三第一項(連結法人の再投資等準備金)の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項 | 第六十八条の六十二の二第一項の | 第六十八条の六十二の二第一項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十六条の三第一項の |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十の二第四項 | の規定を | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十の三第二項 | の規定を | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十一第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十二第三項 | の規定 | 及び震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項 | 第五項の規定 同法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金 | 第五項並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額 |

〔編注〕本条は、平二四・一・一〇政一で追加されたが、第二三条の三第5項表租税特別措置法施行令第三十九条の九十の三第二項の項に係る部分については特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第号）の施行の日から施行。

- 本則 -

施行日：未定

（連結法人の再投資等準備金）

第二十三条の三 法第二十六条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額から法第二十六条の三第一項の規定を適用しないで計算した場合の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額を控除した金額とする。この場合において、同法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（同法第五十九条第二項に係る部分に限る。）を計算する場合の法人税法施行令第一百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第一項第一号イ中「）の規定」とあるのは「）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定」と、同号口中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項」と、同令第一百五十五条の二第一項第二号中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）」と、「）の規定」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項）の規定」とする。

2 法第二十六条の三第一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、同号に規定する連結事業年度において取得又は製作若しくは建設をする同号の産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円（同項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含み、法第二十六条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合にあつては、租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等とする。次項において「中小連結法人等」という。）に該当する場合にあつては、三千万円）以上のものとする。

3 前項の場合において、同項に規定する連結親法

（連結法人の再投資等準備金）

第二十三条の三 法第二十六条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額から法第二十六条の三第一項の規定を適用しないで計算した場合の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額を控除した金額とする。この場合において、同法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（同法第五十九条第二項に係る部分に限る。）を計算する場合の法人税法施行令第一百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第一項第一号イ中「）の規定」とあるのは「）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定」と、同号口中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項」と、同令第一百五十五条の二第一項第二号中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）」と、「）の規定」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項）の規定」とする。

2 法第二十六条の三第一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、同号に規定する連結事業年度において取得又は製作若しくは建設をする同号の産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円（同項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含み、法第二十六条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合にあつては、租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等とする。次項において「中小連結法人等」という。）に該当する場合にあつては、三千万円）以上のものとする。

3 前項の場合において、同項に規定する連結親法

人又はその連結子法人が中小連結法人等に該当するかどうかの判定は、法第二十六条の三第一項第三号に規定する連結事業年度終了の時の現況による。

4 法第二十六条の三第一項、第三項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第二十六条の三第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第二十六条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

5 法第二十六条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------------------|-----------------|---|
| 法人税法施行令第一百五十五条の十三第二項 | 掲げる規定を | 掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定を |
| 法人税法施行令第一百五十五条の十三の二第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び震災特例法第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定 |
| 法人税法施行令第一百五十五条の二十七第四項 | ）の規定 | ）並びに震災特例法第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項 | 第六十八条の六十二の二第一項の | 第六十八条の六十二の二第一項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項の |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十の二第四項 | の規定を | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を |
| 租税特別措置法施行令第三十九条 | の規定を | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を |

人又はその連結子法人が中小連結法人等に該当するかどうかの判定は、法第二十六条の三第一項第三号に規定する連結事業年度終了の時の現況による。

4 法第二十六条の三第一項、第三項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第二十六条の三第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第二十六条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

5 法第二十六条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------------------|-----------------|---|
| 法人税法施行令第一百五十五条の十三第二項 | 掲げる規定を | 掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定を |
| 法人税法施行令第一百五十五条の十三の二第二項 | 掲げる規定 | 掲げる規定及び震災特例法第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定 |
| 法人税法施行令第一百五十五条の二十七第四項 | ）の規定 | ）並びに震災特例法第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項 | 第六十八条の六十二の二第一項の | 第六十八条の六十二の二第一項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項の |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十の二第四項 | の規定を | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を |
| 租税特別措置法施行令第三十九条 | の規定を | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を |

| | | |
|--|---------------------------|-----------------------------|
| の九十の三 第二項 | | |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十一第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十二第三項 | の規定 | 及び震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項 | 第五項の規定 | 第五項並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| | 同法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額 | 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額 |

〔編注〕本条は、平二四・一・一〇政一で追加されたが、第二三条の三第5項表租税特別措置法施行令第三十九条の九十の三第二項の項に係る部分については特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第号）の施行の日から施行。

| | | |
|--|---------------------------|-----------------------------|
| の九十の三 第二項 | | |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十一第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十二第三項 | の規定 | 及び震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項 | 第五項の規定 | 第五項並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| | 同法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額 | 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額 |

◆削除◆

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）
第二十三条の三 法第二十六条の五第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第七号において「震災特例法」という。）第二十六条の二第一項の規定」と、同項第七号中「の規定」とあるのは「又は震災特例法第十八条の二第一項の規定」とする。

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）
第二十三条の四 法第二十六条の五第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第七号において「震災特例法」という。）第二十六条の二第一項の規定」と、同項第七号中「の規定」とあるのは「又は震災特例法第十八条の二第一項の規定」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

（連結法人の準備金方式による特別償却）
第二十三条の四 法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第六十八

（連結法人の準備金方式による特別償却）
第二十三条の五 法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第六十八

条の四十一の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 **第二十三条の三**の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第七号」とあるのは「同令 **第二十三条の三**の規定により読み替えられた前条第三項第七号」とする。

条の四十一の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 **第二十三条の四**の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第七号」とあるのは「同令 **第二十三条の四**の規定により読み替えられた前条第三項第七号」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用)
第二十三条の五 法第二十六条の七第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十一第二項の規定の適用については、同項中「法第六十八条の四十二第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項第二号」と、「法第六十八条の四十一」とあるのは「震災特例法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する法第六十八条の四十一」と、「法第六十八条の四十二第一項の」とあるのは「震災特例法第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項の」とする。

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用)
第二十三条の六 法第二十六条の七第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十一第二項の規定の適用については、同項中「法第六十八条の四十二第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項第二号」と、「法第六十八条の四十一」とあるのは「震災特例法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する法第六十八条の四十一」と、「法第六十八条の四十二第一項の」とあるのは「震災特例法第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項の」とする。

- 本則 -

施行日：平成24年 1月10日

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等)
第二十三条の六 法第二十六条の八第一項（法第十八条の八第一項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十四第一項の規定の適用については、同項中「」の規定」とあるのは、「」の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の八第一項（同法第十八条の八第一項第一号に係る部分に限る。）の規定」とする。
2 法第十八条の八第一項各号に規定する買取りによる法第二十六条の八第一項に規定する土地等で当該各号に規定するものの譲渡がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十六の二、第六十八条の七十八（法第二十七条第十四項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の八十五の三の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十八条の七十六

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等)
第二十三条の七 法第二十六条の八第一項（法第十八条の八第一項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十四第一項の規定の適用については、同項中「」の規定」とあるのは、「」の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の八第一項（同法第十八条の八第一項第一号に係る部分に限る。）の規定」とする。
2 法第十八条の八第一項各号に規定する買取りによる法第二十六条の八第一項に規定する土地等で当該各号に規定するものの譲渡がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十六の二、第六十八条の七十八（法第二十七条第十四項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の八十五の三の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十八条の七十六

の二第七項第二号イ、第六十八条の七十八第十五項第一号イ又は第六十八条の八十五の三第十四項第二号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。

3 法第二十六条の八第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十五及び第六十八条の七十六の規定の適用については、同項に規定する買い取られる場合は、同法第六十五条の四第一項各号に掲げる場合及び同法第六十五条の五第一項各号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

の二第七項第二号イ、第六十八条の七十八第十五項第一号イ又は第六十八条の八十五の三第十四項第二号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。

3 法第二十六条の八第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十五及び第六十八条の七十六の規定の適用については、同項に規定する買い取られる場合は、同法第六十五条の四第一項各号に掲げる場合及び同法第六十五条の五第一項各号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

- 改正法・附則・題名- ～平成24年 1月10日 政令 第1号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

附 則（平成二四・一・一〇政一）抄

- 改正法・附則- ～平成24年 1月10日 政令 第1号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の二の次に一条を加える改正規定（第十八条の三第四項の表租税特別措置法施行令第三十七条第二項の項に係る部分に限る。）及び第二十三条の二の次に一条を加える改正規定（第二十三条の三第五項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九十の三第二項の項に係る部分に限る。）並びに附則第五条第二項の規定は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第号）の施行の日から施行する。

- 改正法・附則- ～平成24年 1月10日 政令 第1号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間における改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十二条の二の規定の適用については、同条第四項第一号中「第十条の三第三項」とあるのは「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第三項」と、「及び第四項、第十条の五第一項」とあるのは、「第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」と、同条第八項中「から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九まで」とあるのは「から第五条の九まで」と、「第五条の四第八項、第五条の五第八項」とあるのは「第五条の四第十二項、第五条の四の二第八項、第五条の五第八項、第五条の六第八項」とする。

- 改正法・附則- ～ 平成24年 1月10日 政令 第1号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第十二条の三の規定の適用については、同条第三項中「第十条の三第三項」とあるのは「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第三項」と、「及び第四項、第十条の五第一項」とあるのは「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」と、同条第四項中「から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九まで」とあるのは「から第五条の九まで」と、「第五条の四第八項、第五条の五第八項」とあるのは「第五条の四第十二項、第五条の四の二第八項、第五条の五第八項、第五条の六第八項」とする。

- 改正法・附則- ～ 平成24年 1月10日 政令 第1号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第十二条の四の規定の適用については、同条中「第十条の六の」とあるのは「第十条の七の」と、「第十条の六第一項」とあるのは「第十条の七第一項」とする。

- 改正法・附則- ～ 平成24年 1月10日 政令 第1号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(再投資等準備金に関する経過措置)

第五条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「(譲渡)の規定」とあるのは「(譲渡)並びに」とあるのは「(譲渡)の規定」とあるのは「(譲渡)及び」と、同条第四項の表法人税法施行令第百四十二条の二第四項の項中「第百四十二条の二第四項」とあるのは「第百四十二条の三第四項」と、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項の項中「第百十二条第十一項」とあるのは「第百十二条第十項」とする。

2 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日が平成二十四年三月三十一日以前である場合には、同日までの間における新令第十八条の三第四項の規定の適用については、同項の表租税特別措置法施行令第三十七条第二項の項中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十六条の三第二項」とする。

- 改正法・附則- ～ 平成24年 1月10日 政令 第1号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
第六条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第二十二條の四の規定の適用については、同条中「同項第六号」とあるのは「同項第八号」と、「同項第七号」とあるのは「同項第九号」とする。

- 改正法・附則- ～ 平成24年 1月10日 政令 第1号～

施行日：平成24年 1月10日

◆追加◆

(連結法人の再投資等準備金に関する経過措置)
第七条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第二十三條の三の規定の適用については、同条第一項中「第一百五十五條の二第一項の」とあるのは「第一百五十五條の二第二項の」と、「(」並びに」とあるのは「(」及び」と、「第六十二條の五第五項並びに」とあるのは「第六十二條の五第五項及び」と、「第一百五十五條の二第一項第二号」とあるのは「第一百五十五條の二第二項第二号」とする。